

令和6年度第5回

立川市国民健康保険運営協議会議事録

令和6年12月18日（水）

立川市保健医療部保険年金課

令和6年度第5回立川市国民健康保険運営協議会議事録

日 時 令和6年12月18日(水) 午後1時30分～午後3時00分

場 所 立川市役所101会議室

出席委員 被保険者代表(5名)

田尻 隆子 西村 徳雄 宮本 直樹 小迫 雅信  
藤本 尚子

保険医及び保険薬剤師代表(3名)

五十嵐 弥生 平田 俊吉 森谷 健一

公益代表(5名)

浅川 修一 若木 早苗 中山 ひと美 黒川 重夫  
木村 辰幸

被用者保険等保険者代表(2名)

吉野 美帆 大塚 智廣

出席説明員 副市長 近藤 忠信

保健医療部長 浅見 知明

保険年金課長 横田 昌彦

健康づくり担当課長 佐藤 良博

財政課長 徳丸 祐豪

保険年金課業務係長 小安 裕史

保険年金課医療給付係長 熊谷 由希雄

保険年金課賦課係長 高橋 定洋

書記 保険年金課業務係 加藤 亜美

## 次 第

- 1 立川市国民健康保険の財政健全化計画及び保険料について
- 2 その他

## 資 料

- 資料 1 - 1 保険料改定前後 所得階層別保険料額比較 (均等割・所得割変更の場合)
- 資料 1 - 2 保険料改定前後 所得階層別保険料額比較 (所得割のみ変更の場合)
- 資料 2 保険料改定前後 モデルケース別保険料額比較
- 資料 3 令和 6 年度 国民健康保険税 (料) の賦課限度額
- 参考資料 保険料の計算方法
- 参考資料 立川市国民健康保険の現状 (令和 7 年度仮係数版)

令和6年度第5回立川市国民健康保険運営協議会

令和6年12月18日

【保険年金課長】 定刻となったので、国民健康保険運営協議会を始める。

【会長】 これより令和6年度第5回立川市国民健康保険運営協議会を開催する。  
会議の成立要件の確認について事務局より説明をお願いします。

【業務係長】 (会議成立の確認)

【会長】 会議録署名委員の選任を行う。(会議録署名委員の指名)  
議題に入る前に資料の確認をお願いします。

【業務係長】 (資料を確認)

【会長】 資料について、よろしいか。

それでは、本日の議題1「立川市国民健康保険の財政健全化計画及び保険料について」に入る。今回の進め方は、前回と同様に事務局より説明を受け、資料等についての質疑応答を行い、次に、事項に対する審議を行いたいと思う。

(「異議なし」の声あり)

【会長】 異議がないようなので、事務局より説明をお願いします。

【保険年金課長】 資料1-1と資料1-2は、「保険料改定前後の所得階層別保険料額の比較」の資料。資料1-1は均等割額と所得割額をともに引き上げた場合の試算で、資料1-2が所得割額のみを引き上げた場合の試算。

国民健康保険料は、医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の3つに区分されており、この3つの区分それぞれに均等割額と所得割額があり、これらを世帯の人数分

合計したものが世帯の年間保険料となる。

均等割額は加入者全員に一律にかかる保険料で、所得割額は加入者の前年中の所得に応じてかかる保険料となっている。また、立川市では令和6年度より未就学児にかかる均等割額は無料となっている。資料1-1の改定料率は、均等割は医療給付費分にプラス400円、所得割は医療給付費分にプラス0.1%、介護納付金分に0.01%、合わせて0.11%を上乗せし、資料1-2の改定料率は、所得割の医療給付費分にプラス0.16%、介護納付金分にプラス0.01%、合わせて0.17%の上乗せとしている。賦課限度額は、資料1-1、1-2ともに医療給付費分で1万円、後期高齢者支援金分で2万円の合計3万円の上乗せとなっている。

資料1-1の一番左側の列には、所得の階層ごとの該当世帯数が記載されている。所得は、「旧但し書き所得」といい、営業収入のある方は、収入金額から必要経費を差し引いて所得金額を算出した後、43万円の基礎控除を引いた額となっている。それぞれの階層の横に記載されている該当世帯数は、令和6年10月末時点での世帯数となる。

旧但し書き所得がゼロ円の階層の方は、基礎控除後の金額がゼロ円で、実際の所得は43万円以下ということになる。これを給与収入に換算すると、年間98万円以下の給与収入の方で、公的年金に換算すると、65歳以上の方で年金収入が153万円以下の方が該当となる。これらの所得階層の方々が立川市では1万383世帯、その全世帯数に対する割合はおよそ43.5%となっている。

次に、縦に「現行料率」①の列、「改定料率」②の列、一番右側に、改定後にどのくらい保険料が上がったかを示す「比較」の列がある。今回の試算は、全て1人世帯の場合で記載しており、所得割の額は、それぞれの所得階層の中で最も高い金額で試算している。また、7割、5割、2割という記載は、前年中の所得が少ない方への保険料の軽減措置で、所得金額に応じて均等割額が自動的に7割、5割、2割軽減されるというものである。

一番右側の「比較」の列で、今回、資料1-1の試算パターンでは、均等割額は1人400円の増加となっており、均等割の差額は軽減対象となる階層の方で200円から300円、それ以外の階層の方では400円の増加となっている。また、所得割は0.11%の増加となっているので、所得がある方について、それぞれの階層ごとに325円から1万1,000円の増加となり、均等割と所得割を合わせた金額では全体で200円から3万円の増加となっている。なお、旧但し書き所得が850万1円以上の階層の方では、「比較」の列の均等割と所得割を合わせた金額が右側の合計と合わなくなっているが、これは現行

料率、改定料率のそれぞれについて、賦課限度額の上限にかかってしまうためである。

次に、資料1-2。資料1-1との違いは、所得割額のみを0.17%引き上げたパターンとなっており、所得がある全ての階層の方において、資料1-1に比べて所得割の増加幅が大きくなっているが、均等割と所得割を合計した金額を見ても、旧但し書き所得が29万5,001円以上の階層の方から、均等割も引き上げる資料1-1のパターンと比べ、全体として増加幅が大きくなっている。

次に、資料2。保険料改定前後のモデルケース別の保険料額の比較の表。モデルケース①は、世帯構成は世帯主と妻、子は2人で、世帯主の所得は500万円、配偶者の収入はないケース。現行料率に比べ、改定料率の「均等割と所得割をともに引き上げる場合」のAパターンでは引上げ幅は7,100円となっているが、「所得割のみを引き上げる場合」のBパターンでは8,500円と、「所得割のみを引き上げる場合」のほうが1,400円高くなっている。

次に、モデルケース②は、世帯構成は世帯主と妻、子は2人でモデルケース①と一緒に、子は1人が未就学児のケースとなっている。「均等割と所得割をともに引き上げる場合」のAパターンでは引上げ幅は4,200円となっているが、「所得割のみを引き上げる場合」のBパターンでは4,800円と、「所得割のみを引き上げる場合」のほうが600円高くなっている。

最後にモデルケース③は、高齢者の単身世帯で、世帯主の所得は0円であり、均等割の7割軽減を受けている方のケース。「均等割と所得割をともに引き上げる場合」のAパターンでは引上げ幅は100円だが、「所得割のみを引き上げる場合」のBパターンでは、所得がないため引上げ額は発生していない。

資料3は、国民健康保険料及び保険税の多摩26市の賦課限度額一覧。立川市の医療給付費分の賦課限度額は令和6年度、63万円であり、法定上限額とは2万円の差がある状況。また、後期高齢者支援金分は21万円と法定上限額とは3万円の差、介護納付金分は16万円と法定上限額とは1万円の差と、賦課限度額全体では法定上限額と6万円の差が生じている。これは、平成31年度以降、立川市が保険料を据え置いていた際に、賦課限度額も併せて据置きとしていたため、この間の法定上限額の引上げ部分が現在差となって生じてきている。財政健全化計画を進める中で、保険料率を引き上げる際には、中間所得層の方の負担を軽減するためにも、併せて賦課限度額の引上げも行うことが必要となることから、今後もその引上げは計画的に行っていきたいと考えている。

最後に1点、本日机上配付した参考資料「立川市国民健康保険の現状（令和7年度仮係数版）」は、前回の運営協議会で配付させていただいた資料1の更新版であるが、上から2つ目の表「国民健康保険事業費納付金の推移」について、令和7年度の金額を今回追記している。国民健康保険事業費納付金は、国より11月に仮係数、12月末に確定係数が各都道府県に示され、その係数に基づき各都道府県が納付金額を算定した後、各自治体に通知されているが、今回、その仮係数に基づく納付金額が示されたので、委員の皆様にお知らせさせていただく。

令和7年度の立川市の納付金額は52億9,175万4,000円で、令和6年度より約2億8,000万円、5%ほどの減となっている。前年度より減となっている要因は、主に、東京都で試算している令和7年度の1人当たり医療費の推計値が、令和6年度の推計値に比べ減となっているためであり、都の説明によると、「令和6年度の直近の医療費の実績は、現時点で推計値よりも伸びが鈍化している状況」とのことである。確定係数での納付金額が年明けに都より示されるので、1月の運営協議会にて改めて皆様にお知らせをさせていただく。

【会長】 資料及び説明について、質問はあるか。

【A委員】 所得階層別保険料額比較で、所得割のみと均等割・所得割変更の場合で、所得割のみだと、旧但し書き所得で29万5,000円までの方は、引き下がるということだが、あとは軒並み引上げ幅が均等割、所得割両方の場合に比べて、かなり上がっている。一人一人に均等割が賦課されればそのほうが上がると考えていたのだが、もう少し説明をお願いしたい。

【会長】 事務局、お願いします。

【保険年金課長】 資料を作るときは、分かりやすくするために1人世帯ということで比較させていただいた。均等割は1人当たりでかかるので、資料2のほうで複数の世帯の試算をさせていただいたが、所得の低い階層の方で、例えば所得のゼロの階層の方で多子世帯は、均等割で軽減にはなるが、人数分だけ均等割が上がるので、所得割はかからず均等割が人数分、その分高くなる。

【会長】 A委員、よろしいか。

【A委員】 もう2点、モデルケースの資料を見たときに、4人家族で所得が500万円で、現行が72万9,700円の国保料を払っていて、さらに値上げとなるということで、驚いたのだが、所得300万円の4人家族が39万、40万円近くの国保料を払っているとなると、本当に食べられているのかなということが心配になるほどの賦課だなと思うのだが、どういう認識なのか。

あと、令和7年度仮係数版というものが出され、1月に確定係数ということなのだが、東京都でも8,500円引下げが示されていて、引上げという議論もある中で引下げが示されたら、真摯に捉えて考えなきゃいけないと思うのだが、もう少し早く示せないのか、また、引下げとなった理由を教えてください。

【会長】 東京都の何が引下げになったということか。

【A委員】 東京都の運営協議会で示している1人当たりの国保料が引下げとなったことである。

【会長】 事務局、お願いします。

【保険年金課長】 まず1つ目の質問、資料2のモデルケース①と②で、現行でも保険料が高いなというところで、市としてどのように捉えているかということだが、これまでの運営協議会でも度々議論にはなってきたが、国民健康保険料の所得に対して保険料を負担する負担率は、協会けんぽ等に比べて比率が高いということは度々議論になってきたところである。

国民健康保険が抱えている問題というのは、皆様からいただいている保険料の中で賄い切れずに、一般会計からの繰入れをして何とか賄っているというような状況で、令和5年度の決算ベースだと赤字額が約14億1,000万円で、徐々に膨らんできている。

国民健康保険に加入されている方の負担率というのは、ほかの健保に比べると高いので、その分がモデルケースの試算のところに現れているのかと思う。そののちのところに関して、高いから引上げをすべきでないかは、皆様で議論していただくところと思うが、全て保険

料で賄うというのは国の基本的な考えではあるが、今まで各自治体においては、それが厳しいという前提の下で一般会計からの繰入れをして保険料の引下げを行っている。

その部分に関して、各自治体が指をくわえて見ているわけではなく、市長会や各知事会を通じて、国のほうに国庫負担の引上げを求めてきているところである。国から3,400億円が毎年入っているわけだが、それでは足りないということで、この間も全国市長会のところで、11月に重点提言というのがあり、そちらのほうで国に対して、さらなる国庫負担の引上げを要望した。

もう1つ、仮係数が都道府県に下りてきたのが11月で、それに基づいて都道府県で納付金額を計算して各自治体に伝えた。もう少し早くというのは、国から都道府県のところか、都道府県から市町村のところも含めてということか。

【A委員】 はい。

【保険年金課長】 このところに関しても、各区市町村のほうは翌年度の保険料の算定をするに当たって、納付金の仮係数に基づいて考えていく部分があるので、毎年なのだが、もう少し早く係数を示してもらえないかということで要望は出している。

最後に、都の示した保険料というのがあって、それが8,000円ぐらい下がった。仮係数が示されたときに、東京都のほうで納付金額を各自治体に伝えるのだが、その前提として、各都道府県が納付金額を集めるに当たって必要な標準保険料率というのを毎年、その時期に出す。仮係数でも、確定係数でも出すのだが、標準保険料率というのは、各自治体が保険給付を賄うために必要な保険料の総額を一般会計からの繰入れなく全て保険料で賄った場合の計算上の保険料及び保険料率である。その金額が、令和6年度の確定係数値で、1人当たり19万436円だったのだが、それが今回の令和7年度の仮係数値で18万2,365円となった。差引き8,000円ぐらいの差が出ており、結局それは、納付金が下がっているので標準保険料率も下がっているわけなのだが、それについて、なぜ下がったのかという質問でよろしかったか。

【A委員】 はい。

【保険年金課長】 それは、東京都の歳出と歳入の差になるわけなのだが、大きな項目で、1人当たり医療費の減、東京都の財政安定化基金積立の減、後期高齢者支援金の減と

いうところが歳出の部分の要因で、歳入の要因は、国の普通調整交付金の増等である。その中で一番大きな要因は、1人当たり医療費の減で、これは推計値の話だが、1人当たり医療費が減になった要因としては、令和6年度のこれまでの医療費の実績が、当初東京都が推計していた値よりも低く推移している。具体的には、令和5年度と令和6年度がほぼ横ばいの状況で推移しているというような状況である。立川市もほぼ同じような状況で、立川市については、前年同月比100.8%、ほぼ横ばいで、微増の状況になっている。

【会長】 ほかに質問はあるか。よろしいか。では、内容について皆様の御意見を頂戴したいと思う。論点が3つあり、1つは賦課限度額。立川市では、現在の賦課限度額100万円を103万円に引き上げたいというのが事務局案である。2つ目の論点が、財政健全化計画の見直し案。国の方針では、12年間で赤字を解消しなくてはいけないのだが、立川市の見直し案は、激変緩和するために15年間に延ばしている。これでよろしいかどうかというのが2点目。それから、今日説明のあった来年度の保険料については、この15年間で法定外の繰入金をなくすという案を前提にして来年度の保険料を算定しているので、まず前段として賦課限度額の引上げ、それから財政健全化計画見直し案で市の15年案かどうか、この2点について皆さんの御意見を頂戴したい。

【B委員】 私は、賦課限度額は早急に106万円まで引き上げたほうが良いと思っている。しかしながら、今後も計画的に引上げを行っていくのだという前提に立てば、急激に上げるよりは、今回100万から103万、また、次回103万から106万という形で緩やかに上げていくのが妥当な線と思う。早急に引上げとは思いますが、急激な引上げを望まないで、103万円に賛成する。

2点目は、急激な変化ではなく緩やかに変えていくのが市民の理解を得られやすいと思うし、確実に健全化の方向へ向かっていけると思うので、15年に賛成する。

【会長】 ほかに意見はあるか。

【C委員】 限度額を引上げすることに関しては賛成だが、私は6万円引き上げるとするのはやり過ぎかなと思う。今回3万円上げるという案が出ているが、健康保険は10か月で割って納付するので、月大体3,000円上がることになる。それが妥当なのかという

のはよく考えたほうが良いと思う。保険料比較で階層別に増加額を算出していただいているが、限度額のところで急に2倍に上がるようになる。そこまでは1,000円とか500円ずつぐらい階層が上がっているのが、限度額を超える900万を超えたところできなり倍以上に負担額が増えているというのが果たして本当にそれでいいのか。私としては上げることに反対はしないが、例えば2万円とか、13年なり15年なり健全化を考えるのであれば、そこも緩やかに上げていくべきと考える。

【会長】 C委員、財政健全化計画についてはいかがか。

【C委員】 それについては15年でいいかなと思う。

【会長】 ほかに意見はあるか。

【D委員】 賦課限度額については、今回3万円アップ、将来的に6万円プラスで、本来の指針として示されている方向に沿うべきではないかと思っている。

財政健全化計画だが、私は12年でやってほしかったなと思っている。目の前のことも大変大事だと思うが、後世の人たちのことも考えなければいけない点からすると、私は早期に赤字を解消するのが将来の世代への我々の責務ではないかと考えている。

保険という制度は相互保障という前提になっているので、恩恵を受けている人がそれぞれ出し合うというのが本来であり、そこに構造上公費を投入しなければいけないということは十分理解をしているが、例えば社会保険に入っているような方は二重で払っているような形に見えなくもない。それが本当にいいのかというのはしっかり議論し、御理解をいただいた上で投入するのが本来の形ではないかと思う。

そのようなところを踏まえ、12年と言いたいところだが、様々な諸環境を勘案した上での15年の提案であり、やむを得ないかなと思うので、提案には賛成する。

【会長】 ほかにいかがか。

【E委員】 賦課限度額については、計画的に市の事務局で考えているということで、計画的な引上げでよいと思う。

財政健全化については、こういう計画を立ててもすぐ破綻をするのではないかなと思っ  
ている。103万円の壁を178万円にすると、国保の収入が立川市で9億円減る。いき  
なりそこまでいなくても、二、三年後には2億、3億は減るということになる。この計  
画はとても成り立たないということにすぐなってしまう。国は所得を増やすとか収入を増  
やすために課税最低を引き上げる、103万円を取っ払うと言うが、そのことが、国保収  
入が減って国保料の値上げに跳ね返るといふ仕組みになっているので、この計画とは直接  
関わりないと言っても影響を受けるわけで、深刻な状況だと思う。

そういうことや繰入れも含めて、いずれ国保というのは、皆さん、退職しても入る制度  
なので、市がなるべく入りやすい、そういう仕組みをつくっていくことは大事だと思う。  
健全化計画、なるべく長くとは思っているが、果たしてできるかなというの疑問である。  
その上で、来年度の保険料については、やはり物価高騰の中で、国も景気対策をやると言  
っているわけなので、値上げをしないでほしいというのが私の意見である。

【会長】 ほかに意見はあるか。

【A委員】 賦課限度額については、引上げに賛成。

財政健全化計画については、今、E委員からもあったが、15年という期間をもっと長  
くできないかと思う。今、本当に物価高騰で加入者が苦しんでいる、特に構造的な欠陥が  
あって国保の加入者が苦しんでいる状況は一層心配な状況になっている。国保の制度は命  
と健康を守る制度であり、厳しい状況にある世界で、値上げはすべきではないと思う。

【会長】 保険料の値上げをすべきではないということだが、健全化計画は15年より  
ももっと長いスパンで考えたほうがいいのか。

【A委員】 はい。

【会長】 ほかに意見はあるか。

【F委員】 103万というのは何か。通常は106万になるのか。

【会長】 賦課限度額の話か。

【F委員】 はい。

【会長】 国の示している限度額は今106万で、さらに次年度3万円引き上げたいというのが国の言い分である。

【F委員】 106万円の根拠はあるのか。

【会長】 事務局、お願いします。

【保険年金課長】 今までが106万円で来年度は3万円上げて109万円にするというのが国の今の考え方である。幾ら引き上げるといふ根拠なのだが、国の説明では、毎年所得の状況や保険料の試算を国でしているのだが、上限1.5%を目安にしている。要は、上限に引っかかる方がその年どれぐらい発生するのかというところを国のほうでは毎年試算しており、そのところであまり多くの方々が引っかかると、本来取れるべき保険料が取れないということになってしまうので、そのところを調整するために上限を毎年少し上げたりしている。

【F委員】 それが次年度になったら106万円。

【保険年金課長】 今年まで106万円だったが、来年は109万円になる。ちなみに、医療給付費分と後期高齢者支援金分が、おとしは2万円、去年も2万円引き上がっているという状況である。

【F委員】 それでは、103万円に引き上げるといふのは妥当な線と捉えざるを得ない。

【会長】 それは御意見として、100万円を103万円に上げてよろしいという理解でよろしいか。

【F委員】 はい。

【会長】 F委員、財政健全化計画について、今の赤字を15年間で解消したいという市の案についてはどう思うか。

【F委員】 なかなか厳しいという気がするが、赤字が解消できるように、何らかの手当てを打っていかねばいけないと考える。

【会長】 やむなしということか。

【F委員】 はい。

【会長】 ほかに意見はあるか。財政健全化計画は、お聞きした意見だと、もっと長くしたほうがいい、あるいは15年間でやむなし等の意見があり、事務局案を是とするという雰囲気ではない。もう少し財政健全化計画の事務局の案について、是か非かということで、御意見を頂戴したい。

【G委員】 私は、財政健全化計画は12年がいいと思う。これから人口がどんどん減っていく中で、将来に果たしてツケを回していいのかというのがある。一方で、もう少し延ばしたほうがいいという話もあるので、折衷案としては15年になるのかもしれないが、私は12年という計画でいくべきじゃないかなと思っている。

あと、賦課限度額は103万円でやむを得ないかなと思う。

【会長】 H委員。

【H委員】 私も、財政健全化は、12年で進めていただきたい気はあるのだが、15年という案を事務局で御提示いただいております、そこがいろいろな面から見て妥当なのかなと考えている。ただ、これから先の中で、事業費納付金が下がってくる可能性もあり、マイナ保険証が進んでいけば、はしご受診がなくなったり、残薬、お薬の無駄がなくなったり、

あと皆さんの努力で夕方の受診を控えるとか、そのように我々一人一人ができる努力を皆さんに周知していただいて、社会的に医療費を減らす可能性を探ることも考えて、これから先の議論の中で、今15年と設定をしたとしても、もし少し上向くのであれば、せめて1年、もう1年と短縮する道を探っていただきたいと思うが、まずは15年が妥当じゃないかと考えている。

もう一つ、賦課限度額の引上げは賛成なのだが、他市、他区、東京都の皆さんで割合が一つ並びの中、立川市はいろいろな側面から市民のことを考えて据置きにしていると思うのだが、この先、賦課限度額の統一、保険料の統一となったときに、急激に皆さんに負担を強いることになってしまう。被用者保険であれば事業主と折半というところはあるが、国保は、本来は保険料で賄うというところができないから公費の負担があり、よく考えれば御理解いただけるところだと思うのだが、我々が支払っている税金のうち、そこに対して二重に払っていると、皆さんの理解が得られにくくなるよりは、それに向けて段階的に、賦課限度額しかり保険料しかり上げていく道を探るしかないのかなと考えている。

【会長】 重要な話なので、意見を頂戴してない方の意見も順番に頂戴したい。I委員 お願いします。

【I委員】 私も、賦課限度額については、多摩26市と比較して、立川市のみ100万円だったところを今年度3万円引き上げるということは賛成。そして、財政健全化の15年間の計画は、12年という御意見もあるが、物価高騰の中、急激な保険料の引上げというよりは、少しずつ引上げ、緩やかに上がっていくほうを望むので、15年のほうに賛成したいと思う。

【会長】 J委員、お願いします。

【J委員】 まず、賦課限度額は、基本的にずっと引き上げていくべきと思う。事務局のほうでいろいろ御検討いただいて3万円上げる、これは賛成する。3万円上げたところで、来年度の国の法定の差から、まだ6万円の差がある。過去数年、コロナの影響があって、ずっと据え置いてきたツケが今来ているので、これはやっぱり解消せざるを得ないだろうと思う。

次に、財政健全化計画の年数だが、国の12年というのはあるが、激変緩和を考えたときには、15年というのはやむを得ないと思う。1年目は半分にして、後は段階的にというように、いろいろと勘案しているので、私は事務局案の15年で、結構だと思っている。

【会長】 K委員、お願いします。

【K委員】 賦課限度額については、私は103万円でよいと思う。

財政健全化計画の見直し案については、先ほどもあったが、収入の限度額を103万円から178万円に上げるということで、今後、国からのある程度のお金が減ってくるだろうというのは非常に大きいと思う。そうすると、公共サービスというのはかなり大きく削られるので、ある程度の速度をもって健全化はしていかなきゃいけないと思う。基本的には15年でいって、できればもっと前倒しで、なるべく12年を目指していくしかないかなと思う。今の状況だと15年というのはいちおう妥当だと思うが、なるべく早く健全化を進めて同じ保険料にしていく。もちろん医療費全体として、私たちも下げるような努力は必要だと思うし、なるべく自分の健康を保てるようにしていくしかないと思う。

【会長】 L委員、お願いします。

【L委員】 私も、賦課限度額については103万円でよいと思う。

財政健全化計画の15年は賛成だが、これから先に財政が大きく変わってきたときに、途中で見直すことをぜひやっていただきたい。一度決めたからずっとそれじゃなくて、その年の状況に応じて、財政健全化計画の期間を短くすることも十分考えていただきたい。

【会長】 M委員、お願いします。

【M委員】 賦課限度額に関しては、他市と比べて立川は低いので、6万上げたほうが良いとは思いますが、物価高騰の点から3万でよろしいと思う。

財政健全化計画に関しては、物価高騰等がすごくあって、国保の保険料が払えないのは東京都で18%近くあるということなので、一気に上げて払い切れないところがたくさん

出てくるというのもよろしくないので、少しずつ上げていく、15年でよろしいのではないかと思う。

【会長】 N委員、お願いします。

【N委員】 私は、賦課限度額を、コロナ禍で上げがなかったのは、立川が一生懸命努力して頑張ってきた結果だと思う。本来、私は6万まで引き上げていただきたいと思うが、今の状況を考えると、3万円、4万円ぐらいでいいのかなと思っている。

財政健全化で、15年ということだが、やはりコロナ禍で3年、4年停滞していたので、本来ならば12年がいいなとは思っているが、15年にして、状況に応じて臨機応変に、引下げだけでなく、引き上げることもスピード感を持ってやっていただきたいと思っている。そうしないと、国民皆保険が破綻してしまうのではないかとすごく危惧している。日本が世界で誇れる長寿のための国保なので、これからもみんなで賄うところは賄っていかなくちゃいけないと思う。

【会長】 賦課限度額については、106万円にすべきであるという御意見もあったが、全体としては事務局案の103万円でもよろしいのではないかというのが今回の総意であると思うが、よろしいか。

(「はい」の声あり)

【会長】 財政健全化計画について、所得控除の上げとか、当然国の制度が変われば立川市も影響を受けるので、適宜見直していく必要があるのかなと思う。今回、仮にこの案で決めたとしても、外部要因によって変更せざるを得なくなるのかなとは思っているので、事務局にお願いしておく。

12年間にすべきという意見も、15年より長くすべきという意見もあったが、会長として私は、皆さんの意見を頂戴して、全体としては、事務局が示した15年間でやむなしというのが今回の総意であると認識したが、それでよろしいか。

(「異議なし」の声あり)

【会長】 それでは、それを前提にして、令和7年度の保険料、引上げになるわけだが、所得割と均等割の割合をどうするか、先ほどの資料1-1と1-2の2案、そちらについての御意見を頂戴したいと思うが、いかがか。

【B委員】 均等割、所得割をAパターンと呼び、所得割のみをBパターンと呼ぶと、私は結論から言うとAパターンがいいと思う。心情的には所得ゼロの方の負担を軽減したいと思っており、Bパターンと言いたいところだが、該当世帯が44%と、かなり多くの方々であり、我々被保険者も応分の負担をしていくことが必要だと思う。その意味では、所得のない方についても、今回約1%の200円、1,000円、2,000円上がるというのは猛烈に反対するが、事務局案がかなり絶妙なところを提示してきており、そういう意味では、私はAパターン、均等割も上げるというのに賛成である。

【会長】 今所得のお話が、B委員からあったが、厳密に言うと、旧但し書き所得がゼロということで、収入とか所得が一切ないということではない。ほかに御意見はあるか。

【E委員】 日頃、市民の皆さんからお話を聞く中では、本当に大変だという状況がある。立川市はこの間、国保料を値上げせずに頑張っていたということについて感謝の声も聞いている。今物価高騰で、国も対策を取る中で、国保料について来年度値上げをすべきではないと思う。15年間でということで、その後見直しとか当然あるとは思いますが、そういう中で考えていくべきだということで、今この状況、物価高騰、経済状況の中で、値上げをすべきではないと思う。

【会長】 先ほどのA案、B案という話ではなく、値上げをしないほうがいいのか。

【E委員】 はい。

【会長】 ほかに意見はあるか。

【D委員】 所得割のみと所得割と均等割の合算については、私は合算の、2つを併用する案がよいと思う。会長からも今あったが、収入ではなくて所得なので、全く収入がない

方ではないということで、支払い能力がない方は恐らく別の制度が、生活保護などがあるので、資力があるという前提であれば、原理原則に基づいて応分の負担をしていただくのが妥当ではないかと考えるので、併用のパターンを賛成する。

【会長】 ほかの委員の意見を頂戴する。

【N委員】 資料を見ていて、中間層、100万、200万とかそこら辺の層が、所得割のみだと負担がかなり多いと私は感じた。富裕層のほうは変わらないのだが、中間層が一番大変な時期じゃないかと思うので、所得割のみだと気の毒かなと思うようになった。やはりこれは平等じゃなきゃいけないと思うので、所得0円と29万5,000円の該当世帯を合わせると51%ぐらいになってしまうということもあり、半分いってしまうというのはかなり大きな、ほかの人の負担になると思うので、私もA案、均等割、所得割の変更に賛成する。

【会長】 今のところ、均等割、所得割両方引き上げるべきだという意見を頂戴しているが、均等割は据え置くべきだ、所得割のみにすべきだという意見の方はいるか。皆さん、来年度の保険料、均等割、所得割両方を変更すべきという意見ということでよろしいか。

【A委員】 私は、来年度保険料は値上げすべきではないと思う。やはり物価高騰で、暮らしていて、スーパーに行ったら何か買うごとに本当に大変な状況の中で、これまで立川市は据え置いてきたということは本当に評価できるころではあるが、まだまだ大変な中で値上げというのは非常に暮らしを追い詰めてしまうと思うので、値上げすべきでないと思う。

【会長】 I委員、いかがか。

【I委員】 私もA案のほうで、所得割、均等割両方を併用した形の値上げを支持したいと思う。

【会長】 J委員。

【J委員】 私も、均等割と所得割両方の変更を支持する。皆さんが応分の負担をするという、それがこのシステムを維持するところの一つであると思う。高額の方の負担は多いので、それは申し訳ないが、お願いしたいと思う。

【会長】 F委員、いかがか。

【F委員】 所得割も均等割も上げていいと思う。ただ、旧但し書き所得がゼロの人に関しては、今回だけじゃなくて、これからもある程度配慮して行ってほしいと思う。全体としては、制度を維持しなければいけないので、値上げというのは賛成。厳しい財政だが、お互いさまというところもあると思う。

【会長】 C委員、お願いします。

【C委員】 私も、均等割と所得割を併用した形での保険料値上げというのは賛成する。均等割の値上げの幅が妥当なのかは私のほうでは分からないが、旧但し書き所得がゼロということで、収入は少ないとは思いますが、年間200円の値上げで果たして本当にそれで維持できていけるのかという不安がある。恐らく旧但し書き所得の一番上の方は、103万円の壁とか148万円の壁に関係ない世帯で、社会保険に移行しないので、今後もこの方々の医療費分は減らないと思う。応分な負担がこれで妥当なのかというのは、私の中では計算できないので分からないが、果たして今後このままでいけるのかなという不安がある。

あと、もう一つ、所得がゼロの人ではなくて中間層の方々だが、例えば今年、300万ぐらいの方だと年間3,700円ぐらいの値上げになると思うが、今年だけじゃなくて、健全化計画の中では毎年3,700円とか4,000円とか上がっていくようになり、毎年の積み重ねになっていくので、所得割の比率を高めることによって、今一番お金が必要な子育てをしているような中間世代がすごく負担が大きくなってしまおうというのは心配している。

物価の高騰で、所得があっても稼いでいる方々はすごく苦勞していて、特に国保は自営業の方とかが多いと思うが、自営業の方々は、いわゆる仕入れでも物価高騰の影響を受けて、生活でも物価高騰の影響を受けて、さらに去年はインボイスとかもあり、さらにもう一回今年も値上げというのは厳しいところである。それを考えると、所得がなくても年金等がおそらくあると思うので、200円でいいのか、もう少し議論してもいいのかなと思う。

これが例えば、毎月500円とかいうと、いろいろ生活に支障があると思うのだが、年間500円だとすると、1回外食を控えれば済むというように、私たち働いている世代から考えると思ってしまう部分もあるので、そのところは考える余地はあると思った。

【会長】 均等割の幅を幾らにするかは、非常に大切だと思う。ただ、今日その議論をすると結論は出ないので、次年度はこの事務局案でいきたいと思う。それ以降、財政健全化計画はまだ継続していくので、その中で、また皆さんの御意見を頂戴したいと思う。

K委員、お願いします。

【K委員】 コロナ禍のとき、保険料が上げられなかったということで、正直言って、皆保険が維持できるかどうか、ぎりぎりのところだと思う。上げないという選択肢はないので、均等割と所得割変更のほうで何とか少しでも上げていくしかないと思う。

【会長】 L委員、お願いします。

【L委員】 私も、均等割、所得割を変更することでお願いしたいと思う。この数字を拝見すると、該当世帯の割合がほとんど、上の方に傾いており、ここの金額を拝見すると、所得割のみ変更の方がかなり上がっているの、上げるのであれば均等割、所得割でお願いしたいと思う。保険料を上げないと、ひょっとしたら今度は医療の質が落ちるかもしれないので考えていただきたいと思う。

【会長】 M委員、お願いします。

【M委員】 私も均等割、所得割の変更にしたほうがよろしいと思う。医療費がどんどんかさんでいくのが問題だと思うので、その辺も今後考えていただけたらと思う。

【会長】 G委員、お願いします。

【G委員】 私は結論としては、均等割、所得割でいくしかないなと思っているが、ただ私の意見としては、均等割はもう既にこういう金額が出ているのだが、例えば、子供が

生まれた、そういう形である意味人口が増えることに貢献しているようなところに対して、均等割がどんどんかかるということだと、私はちょっと違うなと思っている。現状、物価高とかいろいろなものがあって、生活苦というのがあるので、どちらが負担の軽減になるかといったときには、所得割と均等割と両方が必要にならざるを得ない。本来であれば子どもさんの世帯にそんなに負担をかけたくないというところがあり、所得割だけでいいのではないかなというところはあるが、上げていくのは健全化のためにやむを得ないので、私は均等割と所得割の両方の案に賛成する。

【会長】 H委員、願います。

【H委員】 私も、均等割と所得割を併せて引き上げるほうに賛成する。所得割のみ上げてしまうと、いわゆる中間層に一番影響が出てしまう。今、G委員がいった、人口を増やすことに貢献している方々に関する支援というのは、国をはじめ市独自でも行える政策はあると思うので、そちらで対応して、保険料統一化になってしまったときに、一遍に上がることは負担があることだと思うので、その辺りも考えて、応能負担の金額というところで、均等割と所得割を変更する案に賛成する。

【会長】 委員の皆さん全員から意見を頂戴できた。令和7年度の保険料については、保険料そのものを引き上げるべきではないという意見もあったが、その前段の財政健全化計画では引上げということになっている。それ以外の委員の皆様は、全て均等割、所得割両方上げるべきだという意見を頂戴したので、本会としてはその案を採用させていただきたいと思うが、いかがか。

(「異議なし」の声あり)

【会長】 おおむね意見の集約ができた。賦課限度額については、来年度103万円に引き上げ、財政健全化計画については事務局案の15年、来年度の保険料については、所得割、均等割両方引き上げるという形で、次回、1月16日に本文、議論の経緯などをまとめた答申案を用意させていただく。それに基づいて最終協議、確認を行いたいと思う。

最後に、その他として、事務局から願います。

【業務係長】 次回の運営協議会は、令和7年1月16日木曜日午後1時30分から、場所は市役所3階、第一議員会議室で開催を予定している。

【会長】 予定された議題は以上となるので、国民健康保険運営協議会を終了する。

— 了 —